

引越し手続きリスト(引越し後)---一人暮らし編-

チェック	手続き	手続き先(管轄)	必要な物	手続き方法・注意事項
<input type="checkbox"/>	転入届の提出(他の市区町村へ引っ越す場合)	転入先の市区役所・町村役場	転出証明書、届け人の印鑑	転入後14日以内に市区町村役場へ届け出
<input type="checkbox"/>	転居届の提出(同じ市区町村へ引っ越す場合)	市区役所・町村役場	本人確認のための証明書、届け人の印鑑	市区町村役場へ届け出
<input type="checkbox"/>	印鑑登録の手続き(他の市区町村へ引っ越す場合)	転居先の市区役所・町村役場	実印登録する印鑑、身分証明書、	転入後14日以内に、市区町村役場へ届け出
<input type="checkbox"/>	国民年金の登録住所変更手続き	転居先の市区役所・町村役場	印鑑、国民年金手帳旧住所地の転出証明書	転入後14日以内に、市区町村役場へ届け出
<input type="checkbox"/>	国民健康保険(加入手続き)	転居先の市区役所・町村役場	印鑑、旧住所地の転出証明書、身分証明書、被保険者証※	市区町村役場へ届け出
<input type="checkbox"/>	福祉関連手当の認定申請(他の市区町村へ引っ越す場合)	転居先の市区役所・町村役場	受給者のみ	転入後14日以内に、市区町村役場へ届け出
<input type="checkbox"/>	運転免許証の登録住所変更手続き	転居先の運転免許試験場、所轄の警察署運転免許窓口	免許証、住民票、印鑑	転入後速やかに運転免許証記載事項変更届出
<input type="checkbox"/>	自家用車の登録住所変更手続き	転居先の陸運局事務所	自動車保管場所証明書、自動車検査証、新住民票、実印、自動車損害賠償責任保険証明書	転入後15日以内に届け出
<input type="checkbox"/>	ペットの住所変更手続き(必要な場合)	転居先の市区役所・町村役場、または保健所	印鑑、鑑札、狂犬病予防注射済証	市区町村により異なる
<input type="checkbox"/>	電気の使用開始手続き	転居先の管轄の電力会社	使用開始は、ブレーカーを上げるだけ。(立会いは不要です)	リミッター(ブレーカー)に取り付けのはがき(申込書)に記入し投函
<input type="checkbox"/>	ガスの使用開始手続き	転居先の管轄のガス会社	使用開始の開栓(開ける)作業では立ち合い	開栓(開ける)作業では、立ち合いで設置のガスメーターの栓を開き、宅内にて点火の確認試験を行います
<input type="checkbox"/>	水道の使用開始手続き	転居先の水道局	使用開始日は前もって連絡	手続完了後に、給水契約・申込内容をハガキにより知らせてくれます。
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				